

第3期狛江市教育振興基本計画 (狛江市教育大綱)

令和2年3月

狛江市教育委員会

<目次>

第1章 概要

1. 狛江市教育振興基本計画とは	1
2. 狛江市教育委員会教育理念及び教育目標	2
3. 取組状況と今後の課題	3
4. 第3期狛江市教育振興基本計画策定に向けた考え方	7

第2章 第3期狛江市教育振興基本計画

1. 全体方針	10
2. 教育理念及び教育目標	11
基本方針（1）生きる力をはぐくむ質の高い学校教育の推進	14
基本方針（2）家庭・地域との協働による学校教育の推進	19
基本方針（3）教育環境の整備	22
基本方針（4）生涯を通じた学びの充実	28
基本方針（5）歴史への理解と継承	34

第1章 概要

1. 狛江市教育振興基本計画とは

現行の第2期狛江市教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）は、狛江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めた教育目標の達成に向け、平成27年から31年度までの5年間に於いて取り組むべき施策の方向性と取組方針等を定めたものです。教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、また狛江市後期基本計画に基づく狛江市の教育分野のマスタープランとして、平成26年11月に策定しました。

その後平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する狛江市の教育分野における総合的な施策大綱（狛江市教育大綱）としての位置付けも付与され、市の教育行政全般を推進する計画となりました。

今年度第2期計画が、終期を迎えるとともに、計画策定にあたり参酌すべきと定められている国の教育振興基本計画及び東京都の教育ビジョンが改定されたことに加え、狛江市の将来都市像を示す基本構想並びに基本計画が新たに策定されることとなったことからそれらを踏まえ、改定を行うこととしました。

●教育基本法第17条第2項

地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

●（国）第3期教育振興基本計画 平成30年6月策定 基本的な施策5・教育政策目標21

基本的な方針1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

基本的な方針3 生涯学び、活躍できる環境を整える

基本的な方針4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

基本的な方針5 教育政策推進のための基盤を整備する

●（都）東京都教育ビジョン（第4次） 平成31年3月策定 基本的な方針12・政策展開の方向性30

子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う。 基本的な方針1～7

学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。 基本的な方針8～12

2. 狛江市教育委員会教育理念及び教育目標

(1) 狛江市教育委員会 教育理念

教育委員会や教育機関のみならず、市の関係部局や関係機関、家庭、地域、事業者、NPOなど、教育に関わる活動を実践するすべての主体が共有する理念として、平成23年の第1期狛江市教育振興基本計画（以下「第1期」という。）において策定された教育理念を踏襲し、第2期計画において以下のように定められました。

○ 未来を担う子どもたち一人ひとりが、人格の形成と互いの個性の尊重を基本として、地域や社会の中で自立し健康で幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、少数者の立場も尊重し、自由に意見を交わして真理を探求し、平和で心豊かな明るい相互扶助の社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。

○ 市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る。

(2) 狛江市教育委員会 教育目標

教育理念の実現に向けて、教育委員会と関係機関が取り組むすべての事柄における基本的な目標として、平成23年の第1期計画において策定された教育目標の基本的な考え方を踏襲し、第2期計画において以下のように定められました。

- (1) 互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
- (2) 確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
- (3) すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

3. 取組状況と今後の課題

(1) 第2期計画における取組状況

第2期計画は、教育目標の達成に向けて、「学校教育」・「社会教育」・「教育行政」の3分野12施策を総合的・体系的に位置付けて、取組みを進めてきました。計画期間中、学校教育においては、通常学級へのタブレット端末やハイブリッドPC⁽¹⁾、人型ロボットPepperを配備するなど、情報化社会に対応する能力の育成を図るとともに、hyper-QU⁽²⁾による個々の児童・生徒の状況把握・分析、習熟度別少人数指導⁽³⁾の実施、小学校と中学校の連携を図るための「小中連携の日」、小中合同の教育課題研究「かけはしプロジェクト」の実施など、確かな学力の定着に向けた学習指導の充実を図ってきました。

加えて、社会的意思決定を学ぶことを目的とした「狛江市総合的な主権者教育計画」⁽⁴⁾の策定や笑育⁽⁵⁾の実施、東京都の特別支援教室⁽⁶⁾モデル事業の実施、自閉症・情緒障がい固定学級⁽⁷⁾の設置など、社会の変化に対応した先駆的な取組みや特別な配慮が必要な児童・生徒に対する支援の充実も図ってきました。

教育環境の整備については、学校施設の耐震化や校舎の改修、普通教室等への空調設備の更新・新設を進めるとともに、通学路・校門等への防犯カメラの設置やデジタル地図の活用など、安心安全な学校生活のための環境整備を進めてきました。

加えて、音声対応装置⁽⁸⁾や部活動指導員⁽⁹⁾、学校グループウェア⁽¹⁰⁾の導入、給食費の公会計化⁽¹¹⁾など、学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校運営に向けた環境整備も進めてきました。

社会教育分野においては、平成28年度に狛江第五小学校をモデル校とした学校支援地域本部⁽¹²⁾を開設し、地域人材の活用を推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた各種取組みを行い、機運醸成や児童・生徒のスポーツ交流などを進めてきました。また歴史・文化遺産の保存と活用に向けて、猪方小川塚古墳をはじめとした史跡等の整備を行うとともに、歴史遺産の公開を促進するためのデジタル化等を進めてきました。

-
- (1) ノートPCとしてもタブレットとしても使えるPC
 - (2) 学校生活における児童・生徒の意欲や満足度及び学級集団の状況をアンケートによって測定し、結果を適切な指導等に活用する補助ツール
 - (3) 1つの学級を習熟度別のグループに分けて、少人数で授業を行う授業形態
 - (4) 単に選挙や政治を学ぶといった考えではなく、「社会的意思決定」と幅広く捉え、考える力や判断を醸成することを目的に策定された計画
 - (5) 「笑育」は、笑いそのものを学ぶのではなく、児童・生徒等による漫才やネタづくりを通して、プレゼンテーション力や、発想力・創造力、正解のない問いに対して自分なりの解決力を見出す力を育成するための教育プログラム
 - (6) 発達障がいのある子どもたちをはじめとした個別のニーズに対応しより適切で効果的な教育を行うために導入された制度
 - (7) 知的障がいを伴わず、自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である等、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした学級。子どもたちの実態に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数で編制する固定学級で開設している。
 - (8) 一定時刻以降の電話対応を自動音声応答にする装置。夜間等の外部からの電話対応を減らし、教員が本来業務に集中できるようにする取組み
 - (9) 部活動の技術的指導や大会への引率等を行うことができる外部指導員
 - (10) Web上で学校内や教育委員会・学校間の情報共有化を実現する機能。これにより情報伝達や教員間の情報共有も簡易に行えるようになる。
 - (11) 学校で集金等を行う給食費を自治体の会計に組み入れる制度。教員の集金・管理業務負担を削減する取組み
 - (12) 地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み

公民館においては、様々な分野の学びを提供する「こまえ市民大学」⁽¹³⁾をはじめとした既存事業の実施、情報提供の場や利用者の利便性向上のための環境整備、フリースペースの拡充などに取り組みました。加えて、平成30年度から市立小・中学校の一斉閉庁期間中に実施した子どもの居場所事業を平成31年度に「夏休み子ども・中高生スペース」として拡充するとともに、この事業と連携して「にこにこ広場」事業⁽¹⁴⁾も実施しました。

図書館においては、利用者が必要とする資料の収集・内容の充実を図るとともに、都立図書館や他自治体の図書館との相互協力・連携による資料の提供、図書館への来館や読書に困難が生じる方などへの利用支援サービス（宅配、点字資料、対面朗読等）、市のイベントや季節に合わせた図書・資料の展示を行い、情報発信に努めてきました。

（２） 第２期計画の進捗状況及び評価

第２期計画の進捗にあたっては、個別施策に設定している重点項目を着実に推進していくため、実施計画を策定するとともに、毎年度「教育委員会の自己点検及び評価」を実施してきました。加えてその結果を学識経験者と市民により構成する狛江市教育委員会の自己点検及び評価審査会に付議し、再評価・事業の見直し等を行ってきました。その結果、平成31年度（平成30年度事業）時点において、全ての重点項目で、成果を上げたことを示すA又はB評価となっています。⁽¹⁵⁾しかしほぼ全ての項目において、引き続き取り組むべき課題も生じており、前述の様々な取り組みを実施することにより、一定の成果が上がったものの、次期計画においても継続して取り組むべき事項が生じています。

（３） 狛江の教育を取り巻く現状

① 児童・生徒数の現状

狛江市の児童・生徒数の推移は、図表１・図表２のとおりとなっています。狛江市においても少子高齢化の影響を受け、小学校においては平成22年度を、また中学校においては、平成25年をピークに一時減少に転じましたが、小学校においては平成26年から、中学校においては平成27年度から再び増加傾向となり、小学校においては平成29年度から急激な増加となっています。これは工場跡地の大規模開発等による人口増の影響で、今後しばらく同様の傾向が続くものと考えられます。特に学区域に大規模開発地が含まれる狛江第一小学校においては、ピークを迎える令和６年まで児童の大幅な増加が見込まれ、現在の校舎だけでは、必要な教室数が不足するため、同様に不足が見込まれる学童クラブのスペースも含め、校舎を増築する計画が立てられています。

また、特別支援教育においては、計画期間中に自閉症・情緒障がい固定学級に通う児童の卒業が見込まれることから、中学校における自閉症・情緒障がい固定学級の設置が

⁽¹³⁾ 公募市民の運営委員会が企画・運営を行い市民の学習機会の提供を行う事業

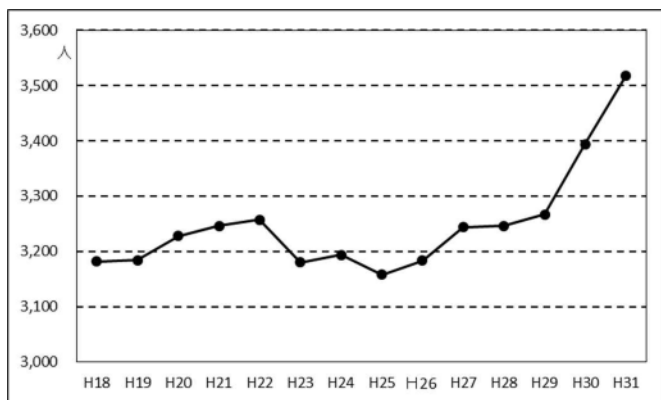
⁽¹⁴⁾ 親子の新しい仲間づくりや出会いの場として公民館保育室で開設される親子が自由に遊べる場の提供事業。保育士も常駐し、手助けや保育相談も受けられる。

⁽¹⁵⁾ 詳細は、狛江市教育委員会ホームページ（<http://www.komae.ed.jp/>）で確認することができます。

必要となるとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供が求められています。

加えて狛江市においても外国籍の児童・生徒が増加傾向にあり、母国語の多様化や日本語習熟度の差への対応が必要となっています。

図表1 小学校児童数の推移



図表2 中学校生徒数の推移



② 学校施設整備

小・中学校ともに、多くの校舎が1960年～1980年代に建築されており、校舎の建替えの検討が必要な時期を迎えています。特に経年劣化等による必要な改修・修繕も増えてきており、建替えや大規模改修等については、多額の財政負担が必要となることから個別計画の策定など、計画的に推進する必要があります。

また、学校施設は大規模災害時等においては、地域の避難所となることも想定されることから、災害時における地域の防災拠点となることも視野に入れた検討を進める必要があります。

③ 市民センター（中央公民館・図書館）

中央公民館と図書館の複合施設である市民センターについては、狛江市第4次基本構想前期基本計画において、「今後の市民センターのあり方について様々な市民からの意見も踏まえて検討を行う」とされています。今後示されるあり方を踏まえるとともに、施設の老朽化も進んでいることから必要な修繕等を行うとともに、利用しやすい環境整備を行う必要があります。

④ 文化財等の保管・展示場所

現在発掘調査で出土した書物や寄贈を受けた民具等の歴史的資料については、一時保管場所（旧狛江第四小学校）を中心に保管・収蔵されていますが、良好な保管状態とはいいがたく、市民への公開等も行えていない状況です。一時保管場所である旧狛江第四小学校の老朽化が進むとともに、歴史的資料を良好な状態で保管・収蔵し、それらを市民に還元するためにも展示・収蔵施設の確保について、検討を進める必要があります。

(4) 今後の課題

国の第3期教育振興基本計画において、「AIをはじめとする技術革新，グローバル化の進展，環境問題の深刻化や持続可能な社会づくりへの要請など，社会の様々な領域で激しい変化が進む中でも，自ら自立して主体的に社会に関わり，よりよい将来を自ら創り出す力の育成」が今後必要となることが指摘されています。次期計画期間においては，それらを踏まえ平成29年に改訂された小学校及び中学校の学習指導要領⁽¹⁶⁾が全面実施され，急激な社会の変化に対応できる力の育成に向け，基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え，思考力・判断力・表現力等をバランスよくはぐくむ，質の高い学校教育の推進が求められています。そうした質の高い学校教育を実現するためには，学校・家庭・地域が相互に連携しつつ，社会全体で取り組むことが必要となり，それを可能とする教育環境の整備や，家庭や地域との連携・協働を推進する取組みが今まで以上に大切なものとなります。また，人生100年時代の到来にあたり生涯を通じた学びの充実や歴史への理解や継承など，持続的社会を見据えた生涯学習の充実が新たな課題として求められています。

⁽¹⁶⁾ 文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。およそ10年に一度改訂されている。

4. 第3期狛江市教育振興基本計画策定に向けた考え方

(1) 基本方針

- 次期計画の名称は、「第3期狛江市教育振興基本計画」とし、計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。ただし、急激な社会情勢の変化や関連計画の改定等により、市の教育行政を取り巻く環境に著しい変化が生じたときには、計画の見直しも含め、柔軟に対応するものとします。
- 現状の第2期教育振興基本計画同様、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育基本法第17条第2項）、狛江市第4次基本構想前期基本計画に基づく教育分野のマスタープラン、狛江市の教育等における総合的な施策大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3）としての位置付けを持つものとし、市の教育分野以外の各種計画と整合性を図るほか、国や都の関連計画も参酌し、関係部局や他の行政機関の取組みとも調和しながら市の教育行政全般を推進する計画として策定するものとします。

(2) 検討体制

- 教育委員会の附属機関として、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会を設置します。検討委員会は、学識経験者、教育関係者、公募市民により構成し、教育委員会教育長からの諮問に基づき、計画案を検討・答申します。
- 教育関係者については、市立小・中学校長代表、PTA代表、社会教育委員といった狛江の教育に直接関わる当事者に加え、改定された国・都の計画や狛江市第4次基本構想の方向性を踏まえ、次期計画において重要課題となると考えられるグローバルに活躍できる人材育成（国際化推進）、新しい時代を創造し、豊かに生きていくための資質・能力の育成、個に応じた教育の実現（特別支援教育の推進等）、水と緑の狛江の実現（環境教育の推進）に関し知見を有する有識者に委員を依頼するものとします。

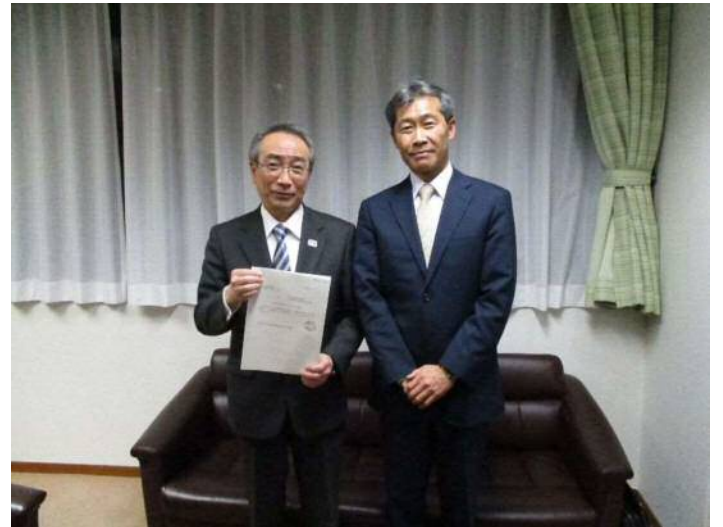
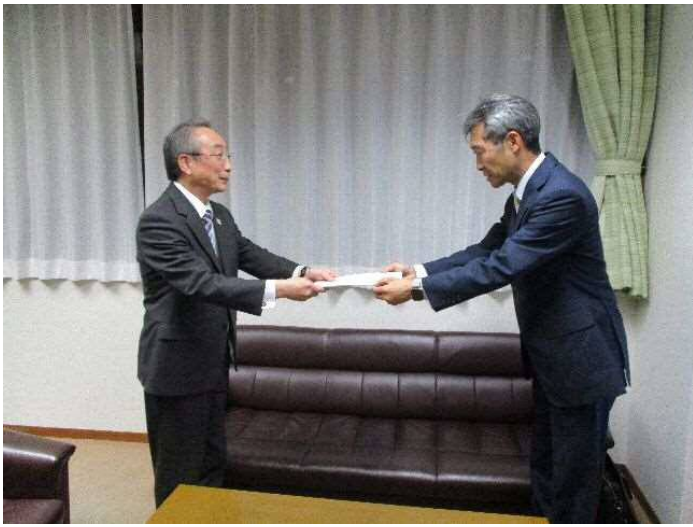
区分	選出分野等	氏名	所属等
学識経験者	狛江市の教育行政に精通する者	渡辺 秀貴	創価大学教職大学院 准教授 (市立学校校長経験者)
教育関係	①狛江市立小・中学校長代表	佐伯 英徳	狛江第二中学校長
	②PTA代表	高橋 こころ	狛江第二中学校 PTA 会長
	③社会教育委員	塚越 博道	狛江市社会教育委員
	④国際化推進・環境教育有識者	佐々木リディア	首都大学東京 国際センター 特任准教授
	⑤特別支援教育有識者	半澤 嘉博	東京家政大学 家政学部 児童教育学科 教授
市民委員	公募による	氏家 嘉代 中野 育三	

* 敬称等省略 令和2年2月現在

(3) 検討経過

委員会は、10回開催されています。開催日と主な議題は、次のとおりです。

委員会	日時	主な議題
第1回検討委員会	令和元年7月22日(月)	・委員長・副委員長の選任について ・諮問 ・会議の公開と会議録の作成・公開について ・第2期狛江市教育振興基本計画の改定について ・関連計画について
第2回検討委員会	令和元年8月2日(金)	・計画改定の方向性について
第3回検討委員会	令和元年8月30日(金)	・第2期教育振興基本計画の到達点及び次期計画改定に向けた方向性・課題について
第4回検討委員会	令和元年9月30日(月)	・次期計画案の骨子の検討について
第5回検討委員会	令和元年10月21日(月)	・次期計画案の骨子の検討について
第6回検討委員会	令和元年11月27日(水)	・次期計画案の骨子の検討について
第7回検討委員会	令和元年12月2日(月)	・次期計画案の骨子の検討について ・中間答申(案)について
第8回検討委員会	令和元年12月9日(月)	・中間答申(案)について ・パブリックコメントの実施について
第9回検討委員会	令和2年1月27日(月)	・パブリックコメントの結果について ・答申(案)の方向性について
第10回検討委員会	令和2年2月10日(月)	・答申(案)の検討について

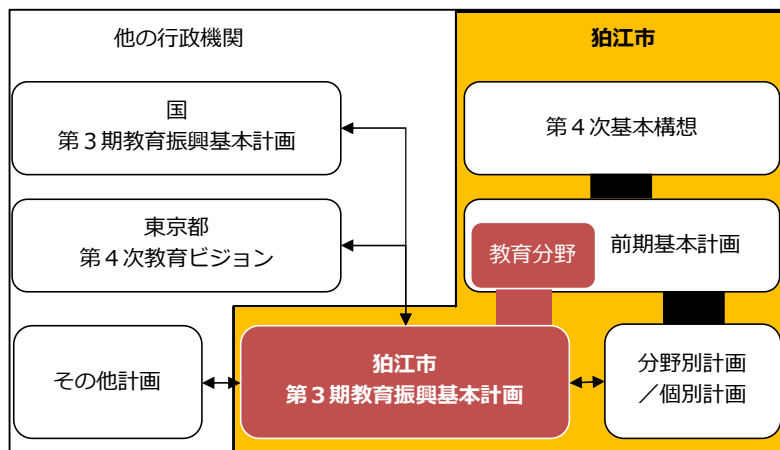


第2章 第3期狛江市教育振興基本計画

1. 全体方針

- 教育理念及び教育目標については、教育委員会が目指すべき将来像として本計画においても引き継ぎつつ、狛江市を取り巻く現状や今後の課題への対応等社会の変化を見据えた狛江市の教育施策のあり方を示すものとします。
- 次期計画期間において教育目標実現に向けて取組む方向性を明確化するため、基本方針を定め、基本方針ごとに取り組むべき施策と担当課における今後の取組みの参考となるように施策展開の方向性を明示するものとします。
- 国及び都の関連計画を参酌するとともに、新たに策定された狛江市第4次基本構想及び狛江市前期基本計画との整合性を図り、市長部局と教育委員会が一体となり、連携・共有しながらより実効性のある施策を展開できるようにするものとします。

■計画の位置付けイメージ



2. 教育理念及び教育目標

(1) 教育理念

○ 未来を担う子どもたち一人ひとりが、人格の形成と互いの個性の尊重を基本として、地域や社会の中で自立し健康で幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、少数者の立場も尊重し、自由に意見を交わして真理を探求し、平和で心豊かな明るい相互扶助の社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。

○ 市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る。

(2) 教育目標

- (1) 互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
- (2) 確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ
学校教育の充実
- (3) すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

(3) 教育振興基本計画体系

第3期教育振興基本計画		
基本方針	施策	施策展開の方向性
(1) 生きる力をはぐくむ質の高い学校教育の推進	①生命と人格・人権を尊重する態度の育成	・平和を願い、互いの生命や人格・人権を尊重し、他者を思いやる心をはぐくむ人権教育を推進します。
		・道徳的な判断力や心情、実践意欲・態度の向上に資する道徳教育を推進します。
		・いじめ防止や自殺対策に資する教育を推進します。
	②生涯に渡って生きて働く力の育成	・新学習指導要領の主旨を踏まえた、確かな学力の定着と個々の能力の伸張を図ります。
		・健康の保持・増進、体力の向上を図る教育を推進します。
		・共に社会をつくり支える資質・能力の向上に資する教育を推進します。
		・社会の変化に対応し、よりよい未来を自ら切り開く力をはぐくむ教育を推進します。
		・学校内外における生活全般に関する安全教育をより一層推進します。
	③国際社会で活躍できる力の育成	・グローバルに活躍できる資質・能力を伸ばす教育を推進します。
		・日本や泊江市の伝統・文化の理解を促進し、国や郷土を愛する心の涵養を図ります。
		・芸術や泊江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し、情操・芸術教育を推進します。
	(2) 家庭・地域との協働による学校教育の推進	①開かれた学校づくり
・学校評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実を図ります。		
・地域の特性を生かした協働のあり方を検討し、地域との連携・協働を推進します。		
・家庭の実情に合った協働のあり方を検討し、家庭と協働して生きる力をはぐくみます。		
②家庭・地域の人材や教育資源の活用		・専門家や地域人材の活用を図り、部活動をはじめとする教育活動等の充実や関係部局・機関との連携を推進します。
		・地域の願いや子どもたちの声を生かした学校経営を推進します。
(3) 教育環境の整備	①安心安全な学校生活のための環境整備	・研修及び教育研究への支援を充実し、教員の資質・能力の向上を図ります。
		・学校の創意を生かし、子どもや保護者、地域にとって魅力ある学校づくりを推進します。
		・持続可能な学校指導体制づくりを推進します。
		・児童・生徒の安全確保に向けた支援体制の充実を図ります。
		・学校施設の計画的改修と修繕を推進します。
		・安心安全な給食の提供に向けた取組みを推進します。
	②学習環境の整備	・情報機器やデジタル教材等を活用し、効果的な学習指導の充実を図ります。
		・学校図書館の機能を強化・充実させ、市立図書館との積極的な連携を推進します。
	③個に応じた教育の実現に向けた環境整備	・いじめ・不登校等に対する組織的な対応を推進します。
		・外国籍や障がいのある子ども等支援が必要な児童・生徒への支援の充実を図ります。 ・特別支援教育の環境整備を一層進め、個に応じた指導・支援の充実を図ります。

第3期教育振興基本計画		
基本方針	施策	施策展開の方向性
(4) 生涯を通じた学びの充実	① 学びの環境づくり	・公民館の利用しやすい環境整備を進め、地域における学びや居場所の充実を図ります。
		・地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実を図ります。
	② 生涯を通じた学びの実現	・世代を超えた交流や仲間づくり活動ができる機会の充実を図ります。
		・図書館の利便性や利用率の向上を図るとともに、図書資料の充実・機能強化に向けた検討を行います。
	③ 学びを活かす機会の充実	・市民が自らの経験を活かし、活躍できる仕組みを検討します。
④ スポーツへの参加機会の充実	・スポーツを楽しむきっかけをつくるとともに、スポーツ活動への興味・関心を高め、参加と仲間づくりを推進します。	
	⑤ ライフステージに応じたスポーツの推進	・障がい者スポーツを含めた生涯スポーツの推進を図り、体力向上や生きがいづくりにつなげます。 ・個人や団体の育成、スポーツ指導員の資質向上を図るとともに、体育施設の計画的な改修等を行います。
(5) 歴史への理解と継承	① 歴史の継承・文化財の保存	・狛江の歴史を身近に感じ、狛江への愛着や歴史に関心を持つきっかけづくりを行います。
		・文化財等を適切に保管、継承しつつ、効果的に公開・活用できるような保管・展示場所の確保について、具体的に検討します。
	② 文化財の活用の推進	・誰もが狛江の歴史を身近に感じられるような取組みを推進します。
	③ 伝統文化の保存と活用	・地域に伝わる文化を生かした事業を推進します。

「基本方針」・・・教育目標を実現するための基本的な姿勢や考え方

「施策」・・・「基本方針」の実現に向けて取り組む施策

「施策展開の方向性」・・・「施策」を具体的に進めるための方向性

基本方針(1) 生きる力をはぐくむ質の高い学校教育の推進

次期計画期間に全面実施が予定されている「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）及び中学校学習指導要領（平成29年3月告示）」（以下、「新学習指導要領」という。）では、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力，豊かな人間性，健康・体力をバランスよく育てることに加え，激しい変化が進む時代にあってもよりよい人生や社会を自ら創り出すことができる子どもたちを育てる質の高い教育の実践が求められています。

教育委員会においては狛江市前期基本計画の「①生きる力をはぐくむ教育の充実」も踏まえ，また，学校教育には，「予測が困難な社会を生き抜く力を子どもにはぐくむ」という，これまで以上に重要な使命が求められていることから，「生きる力をはぐくむ質の高い学校教育の推進」を基本方針（1）とし，

主体的・対話的で深い学び⁽¹⁷⁾を実現し，

- ① 生命と人格・人権を尊重する態度の育成
- ② 生涯に渡って生きて働く力の育成
- ③ 国際社会で活躍できる力の育成

を目指すものとします。

基本方針	施策	施策展開の方向性
(1) 生きる力をはぐくむ質の高い学校教育の推進	①生命と人格・人権を尊重する態度の育成	・平和を願い，互いの生命や人格・人権を尊重し，他者を思いやる心をはぐくむ人権教育を推進します。
		・道徳的な判断力や心情，実践意欲・態度の向上に資する道徳教育を推進します。
		・いじめ防止や自殺対策に資する教育を推進します。
	②生涯に渡って生きて働く力の育成	・新学習指導要領の主旨を踏まえた，確かな学力の定着と個々の能力の伸張を図ります。
		・健康の保持・増進，体力の向上を図る教育を推進します。
		・共に社会をつくり支える資質・能力の向上に資する教育を推進します。
		・社会の変化に対応し，よりよい未来を自ら切り開く力をはぐくむ教育を推進します。
		・学校内外における生活全般に関する安全教育をより一層推進します。
	③国際社会で活躍できる力の育成	・グローバルに活躍できる資質・能力を伸ばす教育を推進します。
		・日本や狛江市の伝統・文化の理解を促進し，国や郷土を愛する心の涵養を図ります。
・芸術や狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し，情操・芸術教育を推進します。		

⁽¹⁷⁾ 新学習指導要領で求められる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの資質・能力を育成するために大切な学び

変化の激しいこれからの社会を生きるためには、第2期計画でも推進してきた「知・徳・体」をバランスよく育てるとともに、社会の変化に対応するだけでなく、次世代を担う子どもたちが生涯に渡ってよりよい人生や社会を自ら創り出すことができるように、グローバル化する社会でも活躍できる力、多様性の理解、社会の持続的発展への貢献などが求められています。

そこで「生きる力をはぐくむ質の高い学校教育の推進」として、豊かな心をはぐくみ、いじめ防止や子どもたちが安心して生活できる学級・学校風土の創出などを目指した①「生命と人格・人権を尊重する態度の育成」、主体的・対話的で深い学びの推進による確かな学力の定着や健やかな体の育成、社会の持続的発展、社会的自立に向けた能力の育成などを旨とした②「生涯に渡って生きて働く力の育成」、グローバルに活躍できる資質・能力の向上を目指した③「国際社会で活躍できる力の育成」に取り組みます。

① 生命と人格・人権を尊重する態度の育成

- 多様な価値観、多様性・社会的包摂性の理解促進など、平和を願い、互いの生命や人格・人権を尊重し、他者を思いやる心をはぐくむ人権教育を推進します。

主な事業例

- ・ 「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」を踏まえた人権教育の充実
多様性（ダイバーシティ教育⁽¹⁸⁾）、社会的包摂性（ソーシャルインクルージョン⁽¹⁹⁾）の理解促進
自尊感情・自己肯定感を高める教育活動の充実 等

- 道徳的諸価値の理解促進、道徳教育及び「特別の教科 道徳」の指導の充実など、道徳的な判断力や心情、実践意欲・態度の向上に資する道徳教育を推進します。

主な事業例

- ・ 道徳的諸価値の理解、道徳教育及び「特別の教科 道徳」の指導の充実
道徳授業地区公開講座の開催 等

⁽¹⁸⁾ ジェンダー・年齢・障がい・国籍・LGBT・宗教・価値観等が多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促す教育

⁽¹⁹⁾ 社会的に弱い立場の人々を社会の一員として包み支え合う理念

○ 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出や「いじめ」の理解，生命の尊さを学ぶ授業など，いじめ防止や自殺対策に資する教育を推進します。

主な事業例

- ・いじめ防止対策基本方針⁽²⁰⁾の徹底（子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出，「いじめ」の理解・生命の尊さを学ぶ授業等），hyper-QU，各種アンケートの活用 等

② 生涯に渡って生きて働く力の育成

○ 「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育の推進や未知の問題にもチャレンジし，他者と協働して課題を解決する力の育成や教科等横断的な学習⁽²¹⁾など，新学習指導要領の主旨を踏まえた，確かな学力の定着と個々の能力の伸張を図ります。

主な事業例

- ・「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育の推進，未知の問題にもチャレンジし，他者と協働して課題を解決する力の育成，（連合音楽会・部活動），全国標準学力調査（NRT），hyper-QU 教科等横断的な学習，プログラミング教育，笑育，カリキュラムマネジメントの充実 等

○ 体育・保健体育の充実や自己の運動習慣，健康状況の理解など，健康の保持・増進，体力の向上を図る教育を推進します。

主な事業例

- ・自己の運動習慣，健康状況の理解，健康増進（体育・保健体育の充実，食育，健康教育，運動部活動がん教育，オリンピック・パラリンピック教育⁽²²⁾のレガシーとしての「スポーツ志向」） 等

⁽²⁰⁾ いじめ防止対策推進法に基づき，各校で策定している具体的な計画

⁽²¹⁾ 新学習指導要領において，学習の基盤となる資質・能力（言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応する資質・能力の育成のために求められている教育活動。高等学校の教育では，STEAM教育（Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育）の推進が求められている。

⁽²²⁾ 東京都教育委員会が推進する「ボランティアマインド」「障がい者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の育成を目指す教育

- 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成や他者と協働して課題を解決する力の育成など、共に社会をつくり支える資質・能力の向上に資する教育を推進します。

主な事業例

- ・社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成（キャリア教育⁽²³⁾）、主権者教育
他者と協働して課題を解決する力、教科等横断的な学習、プログラミング教育、体験型学習の充実
ボランティア体験の拡充 等

- 「持続可能な社会」や環境保全の重要性への理解を図り、社会の変化に対応し、よりよい未来を自ら切り開く力をはぐくむ教育を推進します。

主な事業例

- ・「持続可能な社会」（SDGs）の達成に向けた教育⁽²⁴⁾、環境保全の重要性の理解、環境教育（ESD）⁽²⁵⁾
グローバルシチズンシップ教育⁽²⁶⁾、キャリア教育 等

- 災害や事故等の発生・対処の理解、インターネット・SNS等の利用によるトラブル、犯罪防止など、学校内外における生活全般に関する安全教育をより一層推進します。

主な事業例

- ・SNS等の利用も含めた日常生活全般に関する安全教育、情報教育、健全育成、災害や事故等の発生・対処の理解、自助・共助・公助⁽²⁷⁾の知識とスキルの習得、防災教育 等

⁽²³⁾ 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

⁽²⁴⁾ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

⁽²⁵⁾ 持続可能な社会の担い手を育成する教育

⁽²⁶⁾ 地球に生きる市民としての必要な要素を備え、必要な役割を果たせるようになることを目指す教育。地球市民とも訳される。

⁽²⁷⁾ 自助：自らの命を自ら守ること。共助：近隣が互いに助け合うこと。公助：行政機関が実施する公的支援

③ 国際社会で活躍できる力の育成

- 外国語教育推進やコミュニケーション能力向上など，グローバルに活躍できる資質・能力を伸ばす教育を推進します。

主な事業例

- ・外国語教育推進，コミュニケーション能力向上，東京グローバルゲートウェイ（TGG）⁽²⁸⁾の活用
オンラインスピーキングトレーニング，海外学校等との交流，オリンピック・パラリンピック教育の
レガシーとしての「豊かな国際感覚」等

- 日本や狛江市の伝統・文化の理解を促進し，国や郷土を愛する心の涵養を図ります。

主な事業例

- ・伝統文化・歴史理解，歴史公園の整備と活用，シビックプライド⁽²⁹⁾の醸成等

- アウトリーチやガラコンサートなどの芸術や絵手紙教室など，狛江らしい文化活動に身近に触れる機会を提供し，情操・芸術教育を推進します。

主な事業例

- ・アウトリーチ・ガラコンサート⁽³⁰⁾，楽器整備，絵手紙教室⁽³¹⁾等

⁽²⁸⁾ 英語を実践する場として設けられた体験型英語学習施設

⁽²⁹⁾ 都市に対する市民の誇り

⁽³⁰⁾ プロのアーティストを市立小学校へ派遣して，ワークショップやミニコンサート等を行う音楽体験事業。ガラコンサートとは，その集大成として，派遣したアーティストが市民ホールで開催する特別公演。アウトリーチとガラコンサートを一体的に実施することで，音楽の素晴らしさを伝えるとともに，学習意欲の向上，豊かな情操を培うことを目的としている。

⁽³¹⁾ 狛江市が文化施策の柱の1つとして実施している「絵手紙発祥の地狛江」の取組みを学校で体験する授業

基本方針(2) 家庭・地域との協働による学校教育の推進

子どもの教育は、学校だけで行われるものではなく、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、社会全体で取り組むことが不可欠です。そのため、新学習指導要領でも「社会に開かれた教育課程」⁽³²⁾として、学校教育における考え方を共有し、学校と社会が連携・協働して子どもを育てていくことが求められています。こうした考え方は、国の計画や都の計画でも大きな方向性として定められており、教育委員会においてもそれらを踏まえ、基本方針(2)「家庭・地域との協働による学校教育の推進」として

- ① 開かれた学校づくり
- ② 家庭・地域の人材や教育資源の活用

により、家庭・地域との協働による学校教育の推進を目指すものとします。

基本方針	施策	施策展開の方向性
(2) 家庭・地域との協働による学校教育の推進	①開かれた学校づくり	・教育活動について家庭・地域への適切な情報提供と丁寧な説明を行います。
		・学校評価を積極的に活用し、教育活動の改善・充実を図ります。
		・地域の特性を生かした協働のあり方を検討し、地域との連携・協働を推進します。
		・家庭の実情に合った協働のあり方を検討し、家庭と協働して生きる力をはぐくみます。
	②家庭・地域の人材や教育資源の活用	・専門家や地域人材の活用を図り、部活動をはじめとする教育活動等の充実や関係部局・機関との連携を推進します。
		・地域の願いや子どもたちの声を生かした学校経営を推進します。

家庭・地域と学校が相互に連携・協働して学校教育を推進するためには、家庭や地域に対し、自らの教育活動の目標や現状等について、積極的に情報提供するとともに、地域人材の活用や地域の声を生かした学校経営など、家庭や地域に対し、連携・協働を求めていくことが必要です。

そこで「家庭・地域との協働による学校教育の推進」として、積極的な情報提供や説明、教育活動の改善、地域との連携・協働を目指した①「開かれた学校づくり」、専門家や地域人材の活用、地域の教育活動への参画を目指した②「家庭・地域の人材や教育資源の活用」に取り組みます。

⁽³²⁾ 平成28年12月の中央教育審議会答申で示された新学習指導要領の基本となる理念

① 開かれた学校づくり

- 教育委員会広報誌「ガク☆チキ」などの各種広報やホームページの充実，学校経営目標の明確化と地域への説明など，教育活動について家庭・地域への適切な情報提供と丁寧な説明を行います。

主な事業例

- ・教育委員会広報誌ガク☆チキ・ホームページの充実，学校経営目標⁽³³⁾の明確化と地域への説明 等

- 教育活動等の成果を検証し，学校運営の改善と発展を目指す学校評価を積極的に活用し，教育活動の改善・充実を図ります。

主な事業例

- ・学校評価⁽³⁴⁾（校内，関係者・保護者，第三者），PDCA サイクルの確立・活用 等

- 地域学校協働活動推進事業の活用や学校運営連絡協議会，育成会，PTAとの連携など，地域の特性を生かした協働のあり方を検討し，地域との連携・協働を推進します。

主な事業例

- ・地域学校協働活動推進事業⁽³⁵⁾の活用や学校運営連絡協議会⁽³⁶⁾・育成会⁽³⁷⁾との連携，PTAとの連携 等

⁽³³⁾ 学校の教育目標の達成を目指し学校全体をトータルに見通す視点から，各年度における学習指導，生活指導，進路指導，学校運営等の教育活動の目標や，これを達成するための具体的方策及び達成目標を示すもの

⁽³⁴⁾ 子どもたちがより良い教育を享受できるよう，その教育活動等の成果を検証し，学校運営の改善と発展を目指すための取組み

⁽³⁵⁾ 地域と学校が連携・協働し，幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え，地域を創生することを目指す事業

⁽³⁶⁾ 学校に対して外部評価を行う機関であり，また，学校教育活動に直接関与しない地域や都民の方々から，学校経営に関する様々な意見を聞くことができる機関

⁽³⁷⁾ 子どもの育成等を目的とした自主組織

- 家庭で培う基本的な生活習慣を通じた協働など，家庭の実情に合った協働のあり方を検討し，家庭と協働して生きる力をはぐくみます。

主な事業例

- ・家庭の状況に応じた協働の検討，家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携を強化（家庭で培う基本的な生活習慣を通じた協働等）等

② 家庭・地域の人材や教育資源の活用

- 部活動指導員の活用等による学校支援など，専門家や地域人材の活用を図り，部活動をはじめとする教育活動等の充実や関係部局・機関との連携を推進します。

主な事業例

- ・部活動指導員の活用等による学校支援（支援制度），「狛江市部活動ガイドライン」⁽³⁸⁾の推進
福祉・医療・療育・警察・消防等との連携 等

- 地域の教育活動への参画と評価など，地域の願いや子どもたちの声を生かした学校経営を推進します。

主な事業例

- ・地域の教育活動への参画と評価（学校運営連絡協議会，関係者評価・第三者評価制度）を活用した学校経営の実践 等

⁽³⁸⁾ 学校における教員の勤務負担の軽減を図りながら，部活動のより一層の充実を推進するために狛江市教育委員会が策定した部活動に関する総合的なガイドライン

基本方針(3) 教育環境の整備

質の高い学校教育を推進するためには、学校施設等の基盤整備や新学習指導要領の実践、学校の業務改善を推進する先端技術等を活用した学習指導の充実が求められています。また、いじめや不登校、外国籍や障がいなど個々の児童・生徒に応じた適切な指導及び必要な支援、それを可能とする子どもの育ちや発達を切れ目なく支える環境整備が必要となります。

そこで基本方針(3)「教育環境の整備」として、

- ① 安心安全な学校生活の環境整備
- ② 学習環境の整備
- ③ 個に応じた教育の実現に向けた環境整備

を進めるものとします。

基本方針	施策	施策展開の方向性
(3) 教育環境の 整備	①安心安全な学校生活 のための環境整備	・研修及び教育研究への支援を充実し、教員の資質・能力の向上を図ります。
		・学校の創意を生かし、子どもや保護者、地域にとって魅力ある学校づくりを推進します。
		・持続可能な学校指導体制づくりを推進します。
		・児童・生徒の安全確保に向けた支援体制の充実を図ります。
		・学校施設の計画的改修と修繕を推進します。
		・安心安全な給食の提供に向けた取組みを推進します。
	②学習環境の整備	・情報機器やデジタル教材等を活用し、効果的な学習指導の充実を図ります。
		・学校図書館の機能を強化・充実させ、市立図書館との積極的な連携を推進します。
	③個に応じた教育の実現 に向けた環境整備	・いじめ・不登校等に対する組織的な対応を推進します。
		・外国籍や障がいのある子ども等支援が必要な児童・生徒への支援の充実を図ります。
		・特別支援教育の環境整備を一層進め、個に応じた指導・支援の充実を図ります。

質の高い学校教育を家庭や地域と協働して推進するためには、学校指導体制や学校施設の整備等を通じた学校環境の整備、情報機器などの効果的な学習環境の整備、いじめや不登校、外国籍や障がいのある子ども等支援が必要な児童・生徒に応じた環境整備が必要となります。そこで「教育環境の整備」として、教員の資質向上や持続可能な指導体制づくり、学校施設の計画的改修・修繕、安心安全な給食の提供などを目指した「①安心安全な学校生活のための環境整備」、効果的な学習指導体制の充実や学校図書館と市立図書館の連携の推進を目指した「②学習環境の整備」、いじめ・不登校等に対する組織的な対応や支援が必要な児童・生徒への支援の充実、特別支援教育の環境整備を目指した「③個に応じた教育の実現に向けた環境整備」に取り組みます。

① 安心安全な学校生活のための環境整備

- 人事考課制度の効果的活用や教員研修の改善・充実など、教員の資質・能力の向上を図ります。

主な事業例

・教員研修の改善・充実（OJT、OFF-JT⁽³⁹⁾、自己啓発等）、人事考課制度⁽⁴⁰⁾の効果的活用 等

- 教育課程の改善・充実や地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動の推進など、学校の創意を生かし、子どもや保護者、地域にとって魅力ある学校づくりを推進します。

主な事業例

・学校経営計画（方針）・教育課程の改善・充実、地域等との協働の推進、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動の推進 等

⁽³⁹⁾ OJTは職場での日常の業務遂行を通じたもの。OFF-JTは、職場を離れて行われる職場外研修

⁽⁴⁰⁾ 東京都の教職員の能力開発を目的とした「自己申告」と「業績評価」の2つの柱からなる制度

- 学校における働き方改革の推進など、持続可能な学校指導体制づくりを推進します。

主な事業例

- ・学校における働き方改革の推進，部活動指導員の活用等教員の負担軽減に向けた取組みの推進 等

- 危険箇所等の確認・改善，通学路等の防犯カメラの設置など，児童・生徒の安全確保に向けた支援体制の充実を図ります。

主な事業例

- ・通学路合同点検による通学路の危険箇所等確認・改善，通学路等の防犯カメラの設置
デジタル地図の活用，家庭・地域と連携した安全確保体制の充実 等

- 必要な改修・修繕の実施など，学校施設の計画的改修と修繕を推進します。

主な事業例

- ・現状の把握と長期展望に立った計画立案，必要な改修・修繕の実施
ユニバーサルデザイン⁽⁴¹⁾や災害時の対応など国・都の施策動向に即した取組み 等

- 狛江産野菜の活用やアレルギー疾患対応など，安心安全な給食の提供に向けた取組みを推進します。

主な事業例

- ・狛江産野菜の活用，食に関心を持つきっかけづくり，地域の生産者との連携，アレルギー疾患対応
アナフィラキシー対応ホットライン⁽⁴²⁾の活用 等

⁽⁴¹⁾ 障がいの有無，年齢，性別，人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方

⁽⁴²⁾ アレルギー反応等が疑われる場合に専門医に直接相談できる仕組み

② 学習環境の整備

- GIGA スクール構想⁽⁴³⁾等を踏まえ、ICT 機器等の新しい学びを支える環境の整備と機器の活用など、情報機器やデジタル教材等を活用し、効果的な学習指導の充実を図ります。

主な事業例

- ・ ICT 機器等の新しい学びを支える環境の整備と機器の活用 等

- 学校図書館の機能を強化・充実させ、市立図書館との積極的な連携を推進します。

主な事業例

- ・ 市立図書館との連携による機能強化・充実 等

③ 個に応じた教育の実現に向けた環境整備

- 教育支援センターの設置をはじめ、家庭環境に起因する諸課題（貧困・児童虐待など）の早期発見・支援や子どもが気軽に相談しやすい体制の充実など、いじめ・不登校等に対する組織的な対応を推進します。

主な事業例

- ・ 家庭環境に起因する諸課題（貧困・児童虐待など）の早期発見・支援，子どもが気軽に相談しやすい体制の充実，教育支援センター⁽⁴⁴⁾の開設 等

⁽⁴³⁾ Global and Innovation Gateway for All の略。Society 5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、児童・生徒向けの 1 人 1 台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想

⁽⁴⁴⁾ 従来の教育研究所の機能に加えて、児童・生徒の社会的自立に向けた相談及び適応、学習等に関する円滑な支援などの機能を持つ教育拠点

- 特別な配慮を要する児童・生徒への支援体制整備など、外国籍や障がいのある子ども等支援が必要な児童・生徒への支援の充実を図ります。

主な事業例

特別な配慮を要する児童・生徒への支援体制整備，インクルーシブ教育システム⁽⁴⁵⁾の構築
東京都の特別支援教室モデル事業の成果を踏まえた巡回指導の充実
子どもの育ちや発達を切れ目なく支えるための施設連携（狛江市子育て・教育支援複合施設⁽⁴⁶⁾）
就学支援，現状の把握と長期展望に立った計画立案 等

- 学校における自閉症・情緒障がい固定学級の設置や合理的配慮など，特別支援教育の環境整備を一層進め，個に応じた指導・支援の充実を図ります。

主な事業例

・長・中期的な特別支援教育推進計画，合理的配慮⁽⁴⁷⁾の提供，中学校における自閉症・情緒障がい固定学級の設置 等

⁽⁴⁵⁾ 個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して，その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる，多様で柔軟な仕組みを整備すること。小・中学校における通常の学級，特別支援教室，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった，連続性のある「多様な学びの場」を構築する。

⁽⁴⁶⁾ 子どもの育ちや発達を切れ目なく支えるために新たに設置される複合施設。子ども家庭支援センター，児童発達支援センター，教育支援センターの3センターからなり，教育部・児童青少年部・福祉部が連携して子どもの育ちを支える。

⁽⁴⁷⁾ 障がいのある子どもが，他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために，学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。障害者差別解消法に基づき学校においては，障がいのある児童生徒等の性別，年齢及び障がいの状況に応じて，社会的障壁の除去の実施について，必要かつ合理的な配慮を提供しなければならないとされている。

基本方針(4) 生涯を通じた学びの充実

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得や知的・人的ネットワークを構築できる生涯学習社会の構築が求められています。中でも公民館の理念が「つどい・まなび・むすぶ」で表されるように、地域に様々な学びを实践できる場所が存在し、学んだ者同士が結び付き、その成果を還元することで地域の課題が解決され、それが新たな学びや活動につながっていく、それを可能とする地域づくりが求められています。

特に人生100年時代にあっては、生涯にわたり2つ、3つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後にボランティア等により、地域や社会の課題解決のために活動することがより一般的になると考えられています。そのためライフステージに応じてスポーツを楽しみ、親しむことによってスポーツを通じた健康の保持・増進に資する取組みを進めるとともに、学びを必要とする市民の活動を支え、生涯を通じて学ぶことができる場や世代を超えた交流や仲間づくりができる環境が一層求められています。

教育委員会においてもそれらを踏まえ、基本方針(4)「生涯を通じた学びの充実」として、

- ① 学びの環境づくり
- ② 生涯を通じた学びの実現
- ③ 学びを活かす機会の充実
- ④ スポーツへの参加機会の充実
- ⑤ ライフステージに応じたスポーツの推進

を目指すものとします。

基本方針	施策	施策展開の方向性
(4) 生涯を通じた学びの充実	①学びの環境づくり	・公民館の利用しやすい環境整備を進め、地域における学びや居場所の充実を図ります。
		・地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実を図ります。
	②生涯を通じた学びの実現	・世代を超えた交流や仲間づくり活動ができる機会の充実を図ります。
		・図書館の利便性や利用率の向上を図るとともに、図書資料の充実・機能強化に向けた検討を行います。
	③学びを活かす機会の充実	・市民が自らの経験を活かし、活躍できる仕組みを検討します。
	④スポーツへの参加機会の充実	・スポーツを楽しむきっかけをつくるとともに、スポーツ活動への興味・関心を高め、参加と仲間づくりを推進します。
	⑤ライフステージに応じたスポーツの推進	・障がい者スポーツを含めた生涯スポーツの推進を図り、体力向上や生きがいづくりにつなげます。
		・個人や団体の育成、スポーツ指導員の資質向上を図るとともに、体育施設の計画的な改修等を行います。

生涯を通じた学びの充実に向けては、生涯に渡り必要な知識や技能を学び、活用できる環境や多様な世代がつながりながら学び、活動できる環境の充実、年齢とともに低下しがちな体力・能力の維持向上に向けたスポーツ推進など、人生 100 年時代を見据えた生涯を通じて学び、生かし、活躍できる環境づくりが必要となります。

そこで「生涯を通じた学びの充実」として、地域における学びや居場所の充実、身近な場所で学べる環境の充実を目指した「①学びの環境づくり」、世代を超えた交流や仲間づくり活動ができる機会の充実、図書館の利便性向上や図書資料の充実・機能強化に向けた検討を目指した「②生涯を通じた学びの充実」、自らの経験を活かし、活躍できる仕組みの検討を目指した「③学びを活かす機会の充実」、スポーツ活動への興味・関心を高め、参加と仲間づくりの推進を目指した「④スポーツへの参加機会の充実」、障がい者スポーツの推進や個人・団体の育成、スポーツ指導員の資質向上を目指した「⑤ライフステージに応じたスポーツ推進」に取り組めます。

① 学びの環境づくり

- インターネット環境の整備やフリースペースの設置など，公民館の利用しやすい環境整備を進め，地域における学びや居場所の充実を図ります。

主な事業例

- ・利用しやすい環境整備（インターネット環境の整備，公民館等へのフリースペースの設置） 等

- 他施設との連携による学びやすい環境づくりなど，地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実を図ります。

主な事業例

- ・他施設との連携による誰もが地域の中で学びやすい環境づくり（他自治体の図書館との相互協力・連携，図書共通システムの活用による身近な地域センター等での貸出し・返却，学習フリースペースの開設学校開放） 等

② 生涯を通じた学びの実現

- 市民ニーズや社会情勢の変化等を踏まえた公民館事業の見直し・充実など，世代を超えた交流や仲間づくり活動ができる機会の充実を図ります。

主な事業例

- ・市民ニーズや社会情勢の変化等を踏まえた公民館事業の見直し・充実 等

- 高齢者施設への宅配，子どもと本の出会いをつくるイベントの実施など，図書館の利便性や利用率の向上を図るとともに，図書資料の充実・機能強化に向けた検討を行います。

主な事業例

- ・利便性や利用率向上を図る取組みの推進（高齢者施設への宅配，子どもと本の出会いをつくるおはなし会やイベント事業の継続実施，図書館ボランティアの養成と活動の場の提供），デジタル図書館等新たな図書館のあり方の検討 等

③ 学びを活かす機会の充実

- こまえ市民大学等の市民の力を活用した事業の実施や狛江市市民活動支援センターこまえくぼ 1234 との連携など、市民が自らの経験を活かし、活躍できる仕組みを検討します。

主な事業例

- ・こまえ市民大学等の市民の力を活用した事業の実施、「狛江市市民活動支援センターこまえくぼ 1234⁽⁴⁸⁾」との連携 等

④ スポーツへの参加機会の充実

- スポーツ団体の紹介や総合型スポーツ・文化クラブ等の各種事業の積極的な情報発信など、スポーツを楽しむきっかけをつくるとともに、スポーツ活動への興味・関心を高め、参加と仲間づくりを推進します。

主な事業例

- ・各種事業の積極的な情報発信（インターネット、SNS を通じた情報発信）、総合型スポーツ・文化クラブ⁽⁴⁹⁾ 等への支援、学校開放事業 等

⁽⁴⁸⁾ 地域の課題に取り組みたい個人と団体を支援する組織。ボランティア・市民活動の普及を図るとともに、ボランティア活動の参加や募集に対する相談、活動団体の立ち上げ支援等を行っている。公民館ではこの事業と連携し、公民館事業へのボランティアによる参画の場等を用意している。

⁽⁴⁹⁾ 誰もがスポーツ・文化活動を気軽に楽しめる「場」を目指して設置された総合型地域スポーツクラブ

⑤ ライフステージに応じたスポーツの推進

- スポーツ・レクリエーション活動の充実など，障がい者スポーツを含めた生涯スポーツの推進を図り，体力向上や生きがいをづくりにつなげます。

主な事業例

- ・スポーツ・レクリエーション活動の充実（少年少女スポーツ大会，市民スポ・レク大会等の実施
障がい者スポーツの普及・体験教室），狛江市体育協会，総合型スポーツ・文化クラブ
指定管理者との連携強化 等

- 個人や団体の育成，スポーツ指導員の資質向上を図るとともに，体育施設の計画的な改修等を行います。

主な事業例

- ・個人・団体の育成や指導員の資質向上に向けた取組み（各種スポーツ教室の実施，
スポーツ推進委員会議・研修），体育施設の計画的修繕 等

基本方針(5) 歴史への理解と継承

市民一人ひとりが狛江への理解や愛着を深め、狛江の文化をより一層発展させるためには、狛江の歴史を次世代に継承するとともに、狛江の歴史や文化が生涯を通じて身近に感じられる取組みを進めていく必要があります。市の基本構想でも「生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち」は大きな柱の1つとされており、狛江の歴史の中ではぐくまれ、残されてきた様々な文化財を将来に渡って継承できるよう適切に保管・管理していくとともに、市民が身近に触れて親しむことができるよう積極的に公開・活用していくことが求められています。

それらを踏まえ、基本方針(5)「歴史への理解と継承」として、

- ① 歴史の継承・文化財の保存
- ② 文化財の活用の推進
- ③ 伝統文化の保存と活用

を図るものとします。

基本方針	施策	施策展開の方向性
(5) 歴史への理解と継承	①歴史の継承・文化財の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江の歴史を身近に感じ、狛江への愛着や歴史に関心を持つきっかけづくりを行います。 ・文化財等を適切に保管、継承しつつ、効果的に公開・活用できるような保管・展示場所の確保について、具体的に検討します。
	②文化財の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが狛江の歴史を身近に感じられるような取組みを推進します。
	③伝統文化の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に伝わる文化を生かした事業を推進します。

歴史への理解と継承を進めるためには、狛江への愛着を育て、狛江の歴史に関心を持つきっかけづくりを行うとともに、狛江の歴史や文化財等を身近に感じられる取組みや施設の整備が必要となります。

そこで「歴史への理解と継承」として、狛江への愛着や歴史に関心を持つきっかけづくりや保管・展示場所の確保に向けた具体的な検討を目指した「①歴史継承・文化財の保存」、狛江の歴史を身近に感じられるような取組みを推進する「②文化財の活用推進」、地域に伝わる文化を生かした「③伝統文化の保存と活用」に取り組みます。

① 歴史の継承・文化財の保存

- 狛江の歴史や文化財に触れる機会の提供など，狛江の歴史を身近に感じ，狛江への愛着や歴史に関心を持つきっかけづくりを行います。

主な事業例

- ・ 狛江の歴史や文化財に触れる機会の提供（小学校での出前学習・体験学習，文化財関連刊行物の製作・配布，古民家園での各種教室），歴史を次世代に継承するための人材確保 等

- 文化財等を適切に保管，継承しつつ，効果的に公開・活用できるような保管・展示場所の確保について，具体的に検討します。

主な事業例

- ・ 狛江の歴史や文化財等の展示場所の具体的な検討・確保（文化財の発掘・指定，古民家園の維持・管理）等

② 文化財の活用の推進

- 歴史公園や古民家園の計画的整備・活用など，誰もが狛江の歴史を身近に感じられるような取組みを推進します。

主な事業例

- ・ 歴史公園の計画的整備・活用，古民家園の活用と長期的視点に立った施設整備・管理（古墳公園の整備 猪方小川塚古墳公園等の維持管理） 等

③ 伝統文化の保存と活用

- 地域の伝統芸能の継承支援，伝統文化に触れる機会の提供など，地域に伝わる文化を生かした事業を推進します。

主な事業例

- ・ 地域の伝統芸能の継承支援（文化財保存事業補助），古民家園等における伝統文化に触れる機会の提供（古民家園での各種教室・講座） 等

登録番号 H31-73

第3期狛江市教育振興基本計画

(狛江市教育大綱)

令和2年3月発行

発行 狛江市教育委員会

編集 狛江市教育委員会教育部学校教育課

狛江市和泉本町一丁目1番5号

印刷 庁内印刷

頒布価格 50円